

忘れないで！ 軽自動車の廃車・名義変更などの手続きを

軽自動車税（種別割）は、「4月1日を基準日」として、軽自動車（軽四輪、軽三輪）・原動機付自転車・オートバイ・小型特殊自動車^(注)を所有している方に課税されます。このため、基準日を過ぎてから登録抹消や名義変更の手続きをしても、1年分の軽自動車税（種別割）を納めていただくことになります。

廃車や名義変更をしていない方は、お早めに手続きを済ませてください。また、売却したり、盗難にあった場合でも登録を抹消していなければ、課税されますのでご注意ください。なお、原動機付自転車・小型特殊自動車については、登録の一時抹消に関して道路運送車両法に定められていないため、一時的に利用しない（乗らない）という理由での廃車手続きはできません。

地方税法により、トラクター、コンバイン、フォークリフト等の小型特殊自動車は、路上を走る、走らないに関係なく軽自動車税（種別割）の課税対象となり、所有していれば、申告及び納税の義務があります。新しく取得されたものや標識（ナンバープレート）の交付を受けていないものがあれば、速やかに市役所税務課で申告し、標識の交付を受けてください。

また、ペダル付原動機付自転車は、「原動機付自転車」に該当し、軽自動車税（種別割）が課税されますので、同様に標識の交付を受けてください。

各手続きに必要なもの、手続き場所は下の表のとおりです。

（注）乗用装置のあるものに限りです。

種別	手続きに必要なもの		手続き場所
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	登録	<ul style="list-style-type: none"> ・新車の登録の場合－販売証明書 ・中古車の登録の場合－廃車証明書（市町村発行のもの）または譲渡証明書＋車台番号の石刷り ・本人確認書類（運転免許証等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 税務課 ☎0738-23-5504 FAX0738-24-2890
	廃車 名義変更 (廃車＋登録)	<ul style="list-style-type: none"> ・標識（ナンバープレート） ・本人確認書類（運転免許証等） 	
軽自動車 (軽四輪、軽三輪)	廃車または名義変更の手続きに必要なものについては、事前に右の手続き場所のいずれかへお問い合わせください。		<ul style="list-style-type: none"> ・各自動車販売者 ・軽自動車検査協会 和歌山事務所 住所：和歌山市湊1106-25 ☎050-3816-1846 FAX073-402-0146
軽二輪車 (125cc超～250cc以下) 小型二輪 (250cc超)	廃車または名義変更の手続きに必要なものについては、事前に右の手続き場所のいずれかへお問い合わせください。		<ul style="list-style-type: none"> ・各自動車販売者 ・和歌山運輸支局 住所：和歌山市湊1106-4 ☎050-5540-2065 FAX073-435-2099

軽自動車税（種別割）の減免について

障害者手帳（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等）をお持ちの方で、軽自動車を所有している方は、一定の要件に該当する場合、納期限（6月2日）までに申請をすることで軽自動車税（種別割）が減免されます。

◆申請に必要なもの

- ・障害者手帳
- ・軽自動車の車検証
- ・運転される方の運転免許証



軽自動車税（種別割）
市ホームページ

詳しくは、市ホームページまたは税務課までお問い合わせください。